

兵庫県公報

平成25年4月5日 金曜日 第2480号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成17年兵庫県告示第918号（農業振興地域の変更）の一部改正（総合農政課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（東播磨県民局）	6
○ 同 上（都市計画課）	7
○ 同 上（阪神北県民局）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9

告 示

兵庫県告示第565号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、平成17年兵庫県告示第918号（農業振興地域の変更）に規定する1に掲げる区域を次の図面のとおり変更し、平成25年4月10日から施行する。

なお、「次の図面」は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び但馬県民局豊岡農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市八多土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 原 昭 司	神戸市北区八多町中347番地
同	中 川 千 年	同 市同区八多町中461番地
同	西 谷 浩	同 市同区八多町上小名田1156番地
同	坊 明 良	同 市同区八多町上小名田1673番地
同	預 り 雅 憲	同 市同区八多町吉尾287番地
同	仲 建 治	同 市同区八多町吉尾151番地
同	中 尾 勇 雄	同 市同区八多町附物490番地の11
同	高 室 芳 昭	同 市同区八多町附物819番地の2
同	西 浦 治 司	同 市同区八多町附物1021番地

同	向 井 義 一	同	市同区八多町屏風66番地の1
同	下 澤 克 巳	同	市同区八多町屏風171番地
同	吉 田 三 郎	同	市同区八多町屏風1274番地
同	北 本 幸 之	同	市同区八多町西畑505番地
同	北 本 晨一郎	同	市同区八多町西畑37番地の1
同	藤 原 司 良	同	市同区八多町深谷913番地
同	西 井 公 博	同	市同区八多町深谷555番地の1
監 事	大 谷 薫	同	市同区八多町上小名田669番地
同	向 井 正 幸	同	市同区八多町深谷220番地の1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

松 原 昭 司

中 川 千 年

西 谷 浩

坊 明 良

預 り 雅 憲

仲 建 治

中 尾 勇 雄

高 室 芳 昭

西 浦 治 司

向 井 義 一

下 澤 克 巳

吉 田 三 郎

北 本 幸 之

北 本 晨一郎

小 西 治 夫

野 平 敏 昭

大 谷 薫

谷 脇 輝 一

住 所

神戸市北区八多町中347番地

同 市同区八多町中461番地

同 市同区八多町上小名田1156番地

同 市同区八多町上小名田1673番地

同 市同区八多町吉尾287番地

同 市同区八多町吉尾151番地

同 市同区八多町附物490番地の11

同 市同区八多町附物819番地の2

同 市同区八多町附物1021番地

同 市同区八多町屏風66番地の1

同 市同区八多町屏風171番地

同 市同区八多町屏風1274番地

同 市同区八多町西畑505番地

同 市同区八多町西畑37番地の1

同 市同区八多町深谷46番地

同 市同区八多町深谷509番地

同 市同区八多町上小名田669番地

同 市同区八多町西畑440番地



兵庫県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年3月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に對してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業 用排水施設整備工事（小規模）	大門地区	平成25年4月5日から 同 月25日まで	豊岡市役所
ため池等整備事業（一般）ため池整備工事 小規模	馬口池地区	同 上	篠山市役所
農村災害対策整備事業	奥八田地区	同 上	新温泉町役場



兵庫県告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市長谷字カンラン谷39、40の1、40の5から40の10まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カンラン谷39（次の図に示す部分に限る。）、40の1、40の5から40の10まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町赤花字主計313から323まで、323の1、324から328まで、330、332から335まで、337から343まで、344の1、344の2、345、346、346の1、346の2、350から353まで、字主計南側375、376、379の2、380、381の1、384、393、396、397
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字主計332・338から340まで・352・353（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、333、字主計南側375・380・381の1・384（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第570号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)ゼロワン 代山下 真市	神戸市中央区港島中町 6-3-6	般-21 第115509号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年12月31日
(株)杉原工業所 代杉原 幸男	同 市同 区多聞通5 -2-8	般、特-19 第107853号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年1月16日
旭断熱工業(株) 代石井 修二	同 市兵庫区三川口町 1-2-9	般-22 第104366号	一般	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年12月27日
新装工業(株) 代田中 忍	同 市須磨区天神町1 -1-9	特-22 第108757号	特定	屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年11月23日
藤井工務店 代藤井 孝雄	同 市同 区衣掛町3 -2-25	般-23 第100414号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月31日
(有)石野木工所 代石野 信生	同 市垂水区小東山本 町1-4-4	般-20 第114241号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月31日
Mテック 代松岡 貴義	同 市西区玉津町高津 橋115-104	般-23 第114930号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
第一大蔵建設(株) 代田岡 宏氏	同 市同区玉津町高津 橋758	般、特-21 特-23 第107228号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年12月31日
慎和基工 代五百川 竜児	尼崎市西川2-15-13 -501	般-21 第217885号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月16日
(株)共同建設工業 代金江 景来	西宮市東鳴尾町2-5 -8	般-20 第217809号	一般	とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月1日
(株)八木建設 代八木 幸一	芦屋市浜風町3-12	般-22 第217124号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月13日
有田電気工業 代有田 郁雄	伊丹市南野4-9-14 -208	般-21 第301996号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年1月11日
(有)タムラ・テクニ カル・エンジニア リング 代田村 和彦	宝塚市南ひばりガ丘2 -13-1-203	般-22 第216223号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年8月1日
古結設備 代古結 篤	同 市高司2-11-12	般-21 第302016号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年1月18日
極東興発(株) 代横山 裕幸	川西市栄根2-11-9 -202	般-24 第215060号	一般	とび・土工工事業、機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月7日
東向鉄工(株) 代東向 一彦	明石市二見町南二見12 -7	般、特-22 第404309号	一般 特定	鋼構造物工事業、板金工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
(株)三浦鉄筋 代藤城 学	加古川市東神吉町升田 892-7	般-20 第404569号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年12月31日

藤本鉄工(株) 代藤本 利晃	加古郡稲美町印南791—6	般-19 第405954号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年1月20日
南西山工業所 代西山 樹	西脇市坂本50—1	般-20 第353372号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	平成24年11月12日
岡田建設(株) 代岡田 正弘	三木市宿原45	般-23 第350435号	一般	建築工事業、水道施設工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	平成25年1月22日
アイ企画 代今井 章仁	同 市志染町吉田292	般-20 第353624号	一般	土木工事業、電気工事業、管工事業、	建設業の廃業 (全部廃業)	同 月31日
山本工務店 代山本 豊	加西市北条町西南55	般-20 第353357号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、さく井工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同
S a n k y o 代秋元 優	姫路市夢前町古瀬畑269—12	般-19 第460469号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年12月6日
㈱夢クリーン 代井寄 準	同 市夢前寺2098—31	般、特-21 第459160号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
メイコー工業(株) 代山本 千里	同 市広畑区西夢前台8—3	般-22 第460754号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
工成建設(株) 代藤木 浩一	同 市網干区大江島674	特-23 第450244号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
㈱梶原鉄工所 代梶原 敏樹	同 市飾磨区恵美酒441	般-19 特-21 第458131号	一般	塗装工事業、熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年12月30日
㈱関西リベラル 代古谷 俊明	同 市余部区上余部144—1	般-24 第458047号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年1月11日
㈱大將 代楠田 将大	神崎郡市川町鶴居大道東89—1	般-24 第461054号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年11月21日
桜建築工房 代池田 忠治	赤穂市加里屋2138—2	般-20 第551806号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月27日
社会福祉法人さいか 代松尾 雅之	豊岡市竹野町林600	般-23、24 第651393号	一般	大工工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年11月1日



兵庫県告示第571号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量・4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年12月20日から平成25年3月8日まで
- 3 作業地域
神戸市北区鹿の子台北町地域



兵庫県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年4月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年4月5日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三木穴栗線	姫路市夢前町苅野字東峠3番2から 同 市夢前町苅野字東峠58番まで	旧	10.0から 29.0まで	317.0	一部 予定地
		新	10.0から 49.0まで	317.0	一部 予定地

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年4月5日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 モリス緑丘店
 所在地 高砂市緑丘1-8-48
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 吉岡興業株式会社
 住所 姫路市忍町68番地
 代表者の氏名 吉 岡 充 則
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 モリスリテール株式会社
 住所 高砂市米田町島83番地の1
 代表者の氏名 森 本 幸 吉
 - イ 変更後
 名称 吉岡興業株式会社
 住所 姫路市忍町68番地
 代表者の氏名 吉 岡 充 則
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 モリス株式会社
 住所 高砂市米田町島83番地の1
 代表者の氏名 森 本 幸 吉
 - イ 変更後

名称 モリスホーム株式会社
 住所 高砂市米田町島83番地の1
 代表者の氏名 森 本 幸 吉

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成17年3月24日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年3月1日

5 届出年月日

平成25年3月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県土庫整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成25年4月5日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成25年8月5日
- (2) 提出先
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 やしろショッピングパーク
 所在地 加東市社字柿ヶ坪1128-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	恒 田 満
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	恒 田 満

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	恒 田 満
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦

4 変更年月日

平成18年3月29日

- 5 届出年月日
平成25年2月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成25年4月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成25年8月5日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年4月5日

阪神北県民局長 常松 貞雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 周川ビル
所在地 伊丹市山田5丁目3-3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- | 氏名 | 住所 |
|--------|----------------|
| 周川 功 | 伊丹市山田4丁目1番7号 |
| 周川 幸子 | 伊丹市山田4丁目1番7号 |
| 周川 万貴夫 | 宝塚市仁川北3丁目7番40号 |
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア 変更前
午前9時30分から午後10時まで
- イ 変更後
午前9時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ア 変更前
午前9時から午後10時30分まで
- イ 変更後
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- ア 変更前
出入口1箇所
- イ 変更後
出入口2箇所
- 4 変更年月日
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成25年4月1日

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平成25年4月1日
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
平成25年7月1日
- 5 届出年月日
平成25年3月14日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年4月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成25年8月5日
 - (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年4月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第1工区）
小野市市場町字南山926番250の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町806番地の1
小野市土地開発公社 理事長 井 上 嘉 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年1月19日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10-2号（22小野）